

(仮称) 緑のあり方に関する検討会の設置について

本市は、「SDGs 未来安心都市・明石」の実現に向け、経済・環境・社会の三側面のバランスの取れた持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

こうした中、明石商工会議所をはじめとする産業界からは、市内産業の更なる活性化を図るため、工場の緑地面積率の緩和について要望を受けているところです。

一方で、環境面からは、市域が狭く人口が密集しているまちの特性を踏まえ、市全体における緑地面積の維持・確保や、市民の十分な理解が必要であると考えます。

については、経済面と環境面の調和が重要であることから、地域経済の発展とともに住み良い地域環境を維持するため、「(仮称) 緑のあり方に関する検討会」を設置し、工場の緑地面積率の緩和や緑のあり方等について幅広く議論を行おうとするものです。

1 検討会の概要

(1) 検討テーマ

- ①工場の緑地を含めたまち全体の緑のあり方
- ②工場の緑地面積率を緩和した場合の本市の緑化への影響及び受益企業による地域貢献や負担のあり方 等

(2) 委員 (10名程度)

学識経験者や経済団体、環境団体、地域団体代表、公募市民等から各2名程度

(3) スケジュール

2020年5月以降で5回程度開催し、年内に一定の方向付けを行う

(4) 事務局

政策局(政策室)と庁内関係課で構成

(5) 予算額

1,000千円(委員報酬、先進地視察 等)

【参考】緑地面積率基準の現状と規制緩和の手続き

(1) 規制対象工場

42社44工場(敷地面積9,000㎡、建築面積3,000㎡以上)

(2) 規制の内容と緩和の方法

工場立地法による基準は、①工場立地法の地域準則(1997年(H9)施行)、又は、②地域未来投資促進法(要計画策定)に基づき、市条例を制定することで緩和が可能。

	用途地域	本市の現状	緩和する場合	
		工場立地法 (国の基準)	①工場立地法 (地域準則)	②地域未来 投資促進法
「緑地面積」	工業専用地域 工業地域	20%以上	5%以上	1%以上 (注2)
	準工業地域		10%以上	10%以上
「環境施設面積」 (注1)	工業専用地域 工業地域	25%以上	10%以上	1%以上 (注2)
	準工業地域		15%以上	15%以上

(注1) 緑地+緑地以外の環境施設の合計面積

(注2) 南二見人工島などの、住民の生活圏域と明確に区分された区域のみが対象